

《東通消防署からのお知らせ》

～平成30年中の災害件数について～

東通消防署管内災害件数について、平成30年中は以下の表のとおりです。平成29年中に発生した災害件数と比較し、火災、救急、救助件数は全て増加となりました。全国的に見ても救急件数は増加しています。

私たち消防職員も、より一層火災予防・事故防止に取り組んでいく所存であります。地域の皆様におかれましても、火の元・火の取扱いを今一度ご確認くださいと共に、日頃の体調管理、行楽や運転中の事故等に十分ご注意くださいようお願いいたします。



| | 火災件数 | 救急件数 | 救助件数 |
|------------|--------|-----------|---------|
| 平成30年【前年比】 | 4件【+1】 | 270件【+44】 | 13件【+7】 |
| 平成29年 | 3件 | 226件 | 6件 |

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがありますので、取り付けから10年を目安に交換をおすすめします。



東通村消防団災害支援団員を募集します

東通村消防団では、団員数が減少している中でも多様な災害に対応するため、火災や災害等にのみ従事する「災害支援団員」を募集します。

入団の要件等は次のとおりですので、希望される方、詳細を確認したい方は役場担当までご相談ください。

【要件】過去に消防団員として5年以上の経験を有する者及び元消防職員で70歳未満の方

【処遇】年報酬10,000円、その他基本団員と同等

〈問合せ先〉総務課安心生活グループ ☎27-2111（内線292）

第2次東通村教育大綱が決定されました

教育大綱とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、同法第1条の3第1項の規定に基づき、平成27年4月1日から地方公共団体の長に策定が義務付けられたものです。

教育大綱の内容は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

「第2次東通村教育大綱」の策定は、第1次東通村教育大綱の期間が平成29年度で終了のため、村長と村教育委員会による総合教育会議において協議・調整を行ったところ、教育委員会で平成31年1月18日に決定した「第2期東通村教育振興基本計画」が村長の教育に関する方向性と一致しているとの結論に至り、平成31年2月6日に村長が、「第2期東通村教育振興基本計画」を「第2次東通村教育大綱」に代えることを決定いたしました。

なお、「第2次東通村教育振興基本計画」及び総合教育会議の内容については、村ホームページをご覧ください。